

3 検査部の人員  
検査部の人員は、全国平均よりも8名少ない。人員投入により増収になるが人員削減で実行できない。人員の定数管理を見直すべきである。

4 放射線部の人員  
放射線部は患者の需要が多く、費用対効果も期待できるが、定数管理のため人員を増加できない状況である。予約待ち状況を今後6ヶ月から1年かけて解消できるように適正人員を確保することが望ましいと考える。

5 看護部の2交替制勤務  
①看護部の3交替勤務を2交替にした方が仕事がしやすいと考える。勤務実態を把握した上で再検討すべき。

②2交替制勤務の試行においては、準夜及び深夜勤務という2回の夜間看護を連続して勤務時間として割り振られたものとして勤務2回として夜間勤務手当を支給しているが、試行の結果導入することが適当と判断した場合には、解釈論ではなく、金額を含めて明確に規則化することを検討すべき。

6 公衆電話の収入  
平成18年2月から平成19年8月9日までの公衆電話の収入が計上されなかった。

7 医業未収金  
①医業未収金で請求準備中しセプト及び

人への移行を目指し、必要な準備を進めていく。

県全体としての人員削減に取り組み中で、現段階では増員は困難な状況にある。

現段階では人員の増加は困難な状況にあるが、検査待ち患者の状況について検証を行い、必要に応じて予約枠の見直しについて検討する。

①2交替制勤務の実施可能な病棟については、現在試行を実施しており、その結果を踏まえ、可能な範囲で検討する。

②現行規則は、現在試行中の準夜及び深夜勤務を連続して行う2交替制勤務を前提としていないため、夜間看護手当の支給においては、準夜及び深夜勤務をそれぞれ同一日に割り振ったものとして支給している。  
試行の結果、2交替制勤務を導入することが、適当と判断された場合には、規則を改正する。

平成18年度分未納額 792,877円を平成19年8月10日に、平成19年度分未納額 128,745円を平成19年9月25日に病院事業会計に収納した。

①請求準備中しセプトの内容について確

請求中しセプトの残高の中に根拠資料が明確でないものがあるため、適正な残高管理を行う必要がある。

②長期滞留債権で回収可能性がないものは不納欠損処理を行い、貸倒損失として計上すべき。

③それ以外の医業未収金は過去の貸倒実績等を考慮して貸倒引当金を計上することが期間損益計算を適正に行うためにも必要である。

8 火災共済保険の対象物件  
①平成17年3月に第二期工事が完成したが、その後1年を超えて火災共済に加入していなかった。また、平成17年度に取り壊した旧病院は火災共済に加入していた。平成13年度の第一期工事も同様だった。

②器械備品についても、取得時期、除却時期と火災共済の加入期間の整合性がとられておらず、火災共済の意味が認識されていない。

認作業を行っている。  
しセプト債権は、審査機関から個々の入金明細が示されないことから、月約1万7千件と膨大な数であることから、個別管理を行うことは困難であり、入金額の総額で未収金を消し込むのが、他病院でも一般的である。今後も、これまでどおり稼働額分を測定して未収金を計上し、減点相当額の未収金を消し込む方法で適切に未収金残高を管理していく。

②患者負担分に係る未収金のなかで、長期滞留債権となっている所在不明の滞納者に係るものについては、不納欠損処理など、他部署の対応も踏まえて対応していくこととする。

③貸倒引当金を設け、貸倒引当金を計上することは、行政実例によりできない。

①平成13年度に完成した第1期工事分の資産について、平成14年度から火災共済に加入している。  
平成16年度に完成した第2期工事分の資産について、火災共済の加入漏れがあり、平成19年度又は平成20年度から加入した。  
また、平成17年度除却資産について、平成17年度に火災共済に加入していたのは、防災用資材倉庫(帳簿価格113万円)火災共済掛金351円)のみであり、平成18年度は火災共済に加入していない。

②固定資産台帳が作成されるのが、取得の翌年度となるため、火災共済加入申請時期である3月には、共済加入年度の前々年度の固定資産台帳を基に、当該年度

<p>9 建物等火災共済委託基準 中央病院としての建物等火災共済委託基準を定め、それに基づき火災共済に加入することが適当である。</p>	<p>の除却、新設を加味して申請している。今後は、前年度末の固定資産台帳が整備出来た時点で、再度申請物件をチェックし、万一漏れがある場合は、追加で申請していく。</p>	<p>設仮勘定へ計上し、平成19年度末のシステム稼働をもって無形固定資産への振替を行った。 また、減価償却費は翌年度から発生するが、平成18年度に無形固定資産に計上した分は、振替修正を行ったため、平成19年度に減価償却は発生しない。</p>
<p>10 医療機器に係る安全管理 医療機器に係る安全管理のための体制確保について、充実を図る必要がある。病院内の個々の医療機器の点検計画について、さらに対象医療機器の範囲を拡大する必要がある。</p>	<p>管財課の基準も参考にしながら、現行の内規を精査し、病院の建物等火災共済保険の加入基準を、平成20年度中に策定する。 平成20年度は、新基準の考え方に基づき、付保もれ等がないよう保険への加入を行った。 院内の器械備品管理委員会等で医療機器の保守管理方針について、さらに検討していく。</p>	<p>平成19年度決算において、修正処理を行った。 平成19年8月に、超過借入額の返還を行った。 また再発防止策として、繰越予算と現年予算の区分経理を行うとともに起債充当報告書や借入申込書の作成時に、事業部門、経理部門等の二重チェックを徹底した。</p>
<p>11 固定資産台帳と現物の不一致 固定資産台帳と現物の不一致が一部にあり、計上金額の誤りもあった。実態に合った処理をする必要がある。 また、器械備品の貸借対照表計上額と減価償却費計算書との残額に不一致があったため修正する必要がある。</p>	<p>平成19年度の決算処理において、現物との不一致のあった5件について固定資産台帳の修正を行った。</p>	<p>平成19年度決算処理において修正処理を行った。</p>
<p>12 減価償却費計算書 減価償却費計算書の建物、構築物、器械備品に過去に除却されたものが1,595件登録されているが、必要ないものなので整理する必要がある。</p>	<p>システム上、過去に除却された資産は帳簿価額0で登録され、減価償却計算書上に印字されたものであり、平成20年度中に除却処理を行う。</p>	<p>制度上の制約から、現段階では賞与引当金の計上は困難であると判断している。国でも検討しているところであり、今後の国の動向を注視していく。</p>
<p>13 無形固定資産の計上時期 新病院情報システム導入業務の無形固定資産の計上時期は業務がすべて完了する平成20年度とすべきであり、それ以前には</p>	<p>平成18年度に無形固定資産に計上したものは、建設仮勘定に計上し直すとともに、平成19年度の引渡分についても、建</p>	<p>原則的には、引当金の計上を行うべきであるが、現在、経常損失、当期損失、</p>

減価償却費も計上すべきでない。

14 繰延資産  
繰延資産が貸借対照表金額より過少に計上されており、また、平成18年度の繰延資産の償却額に償却不足がある。

15 企業債の超過借入  
平成17年度の県立中央病院建設事業にかかると企業債の超過借入額 379 百万円があった。

16 預り金  
預り金の平成19年3月31日の決算報告書残高に誤りがあった。精査し前期損益修正損及び修正益として適正に計上する必要はある。

17 賞与引当金  
病院事業会計は、計上できる引当金が制度上限定されていること及び基準日に在職することをもって支払い原因が発生するという考え方から、賞与引当金が計上されていないが、正しい期間損益計算の観点から賞与引当金繰入額を計上すべきと考える。

18 修繕引当金  
修繕引当金が修繕費実績から判断して適正に計上されていない。期間損益計算

の適正化のためにも追加費用を計上する必要がある。

### 19 退職給与引当金

退職給与引当金は現在5百万円計上されているが、平成18年度の職員の期末要支給額は、5,943百万円であり差額5,938百万円は追加費用を計上すべきである。県が国の示した行政実例を遵守する立場をとっていることに一定の理解は示すが、今から38年前の会計指針を現在の会計にあてはめることは適当ではなく、総務省にあっては行政実例の会計指針を修正すべき時期に来ているものと考え

### 20 受贈財産

資本剰余金に計上されている受贈財産に現物が無い。資本剰余金が過大計上されていること becoming ため、取り崩し、修正する必要がある。

### 21 寄附金

資本剰余金（寄附金）としての計上が適当ではないもの（34,000円）を資本剰余金から削除する必要がある。

### 22 固定資産台帳の記載

固定資産台帳の国庫補助金計上額の一部4,366,000円に誤りがあるので、台帳の記載を修正する必要がある。

### 23 繰出基準の追加

①一般会計繰出金対象の不採算高度医療器械を1億円以上としているが、交付税措置されている5千万円以上の器械とすべき。  
②国保連合会等の委員となった医師の人員費等については一般会計繰出金の対象

累積欠損金を抱えているため、これ以上の費用増加となる修繕引当金の引当は行っていない。今後、修繕引当金の必要性について、検討する。

原則的には、引当金の計上を行うべきであるが、行政実例に従い、欠損金がある中での退職給与引当金の計上はしていない。平成17年3月に総務省から退職給与引当金についての基本方針が示され、その中で、「地方公共団体の実態を踏まえ、あり方について検討する。」とされたことから、今後の国の動向を注視する。

平成19年度決算において修正処理を行った。

平成19年度決算において修正処理を行った。

平成19年度決算において固定資産台帳の修正を行った。

①②本年度策定する公立病院改革プランとの整合を図る中で、繰出基準の見直しを検討する。

とすべき。

### 24 繰出基準の精査

不採算高額医療器械の運用に伴う不採算部分の一般会計からの繰入金約78百万円が過大である。また、繰入れの積算数値（職員給与費）に問題がある。実績数値の確認及び実績に基づいた精査をすることも検討すべきである。

### 25 医師の時間外勤務手当

医師の時間外勤務手当について命令時間と査定時間との差が12,467時間ある。今後時間外勤務手当の支給にあたっては、医師の勤務態勢の特殊性を考慮し、命令者が勤務実態を把握、命令し、手当が支給できるよう検討すべき。

不採算額を精査したうえで、本年度策定する公立病院改革プランとの整合を図る中で、繰出基準の見直しを検討する。

1日4時間、1月45時間、年360時間の範囲内で時間外勤務を行うという労使双方の協議を遵守し、これを超える時間外勤務については、査定により手当の支給をしないことになった。  
平成19年10月から、オンコールによる診療など緊急的な時間外勤務については、時間外勤務手当を支給することとした。

さらに平成20年4月から、年間360時間を超える勤務が必要な具体的な業務を明示して、協議を行うことにより、時間外勤務の限度時間の延長ができるように改めた。

また、非常勤医師についても時間外勤務を行えることとし、応分の時間外勤務手当が支給できるように要綱を整備した。

平成20年度から、実態に即した積算方法にあらためて契約を行っている。

現段階では、病院独自の行政財産使用料の規定を設けることは困難であり、現行制度に基づいた算定によることとなる

### 26 託児所等業務委託の積算

託児所等業務委託契約において、積算額及び積算方法が実績報告書と相違うため、契約額が適正かどうか判断することが困難である。

### 27 売店等の施設使用料

売店等の施設使用料、売店等からの施設の使用料は民間の店舗使用料と比較して安価である。病院の行政財産使用料を

<p>根本的に見直し、明確な根拠規定の設置を検討すべき。</p>	<p>が、施設の必要性を考慮して、減免率を適用している。減免率については、他の類似県立施設と比較検証を行う。</p>	<p>ことを確認することが出来ない。内部統制上の不備である。</p>	<p>報システムにおいては、入金の管理を厳格に行う仕組みを構築している。</p>
<p>28 看護師白衣貸借 看護師白衣貸借において、退職者13名についても支払っていた。</p>	<p>平成19年度に過払分(122,850円)を払い入した。 平成20年度から、年度当初人員を確認し、毎月の増減について連絡を徹底した。</p>	<p>32 医師に対する謝金の着服 招へい医師に対する謝金の着服に関する事件の弁済金は、医業未収金でなく、医業外未収金とすべき。また、約2/3が回収されていないので今後の返済計画について契約書を締結する等回収努力を行う必要がある。</p>	<p>着服に係る弁済金については、医業外未収金として扱うようにする。また、未回収の弁済金については、今後とも回収努力を続ける。</p>
<p>29 医療用酸素濃縮器等賃貸料 医療用酸素濃縮器賃貸料等について、実際の使用状況と業者の請求の一部に不適合があった。また、診療報酬の請求漏れがあった。適正に処理すべき。</p>	<p>医療用酸素濃縮器賃貸料等の請求額と診療報酬請求の該当項目の一覧表とを確認するよう事務処理を改めた。 診療報酬の請求漏れについては、追加請求の続きを行った。</p>	<p>33 天井がら取替工事 インフラホール天井がら取替工事が1枚84万円である。県民の感覚からは納得がいかない補修費である。</p>	<p>客観性のある単価などにより積算したもので、適正な価格であると判断している。</p>
<p>30 薬品、診療材料 薬品費、診療材料費について ①後発医薬品は安全性、患者のニーズ等を勘案の上、採用拡大に取り組むべき。 ②北病院との一括購入や医師等の協力を得て同効品の整理・統合を進めるべき。</p>	<p>①後発医薬品の採用拡大については院内の薬事委員会での検討を継続する。 ②北病院との一括購入については、扱う種類が大きく異なることもあり、検討が必要である。また、同効品の整理・統合については、引き続き、薬事委員会、診療材料等管理委員会において推進していく。</p>	<p>35 駐車場運営の営業損失 病院の立体駐車場の運営損失は現段階で赤字が想定されることから改善が必要。職員等自家用車通勤者会への使用料改定、一般利用者の無料時間の短縮により、駐車場運営から発生する営業損失をなくす必要がある。</p>	<p>駐車場は単体で運営しているのではなく、一般利用者や職員の利便性を考えて病院全体でコストを把握しており、駐車料金については、県内の他病院の例を参考に設定したもので、現段階での見直しは行わない方向である。</p>
<p>③在庫管理では外来、病棟での受払記録を行い、在庫の年齢調べによるデータ管理も必要。</p>	<p>③外来、病棟での受けについて記録しており、払いについては一部について消費入力が可能であるが、全品の入力には困難なため、費用対効果を考える中で検討する。</p>	<p>36 備蓄庫収容品 備蓄庫収容品は有効期限切れのものには処分し、品名が変更されたものは訂正する必要がある。</p>	<p>有効期限の切れた乾パンは平成19年8月に処分し、品名が改正された缶詰について、品名の訂正を行った。</p>
<p>31 窓口収入 領収済通知書の連番管理が行われていないため、全ての収入すべき窓口収入が実際に収入され又は未収計上されている</p>	<p>旧オーダーシステムにおいても、領収済通知書は連番で管理されている。平成20年1月から稼働している新病院情</p>	<p>37 2次救急医療の預り金 2次救急医療の預り金は、会計上、医業前受金として処理すべき。また、精算実績等を勘案し原則1万円を預かるよう再検討すべき。</p>	<p>2次救急医療の預り金は、院内での処置等を行ったもの、患者が帰宅する際に收受しているものであり、「前受金」としての性格を有するものではないと判断し、「預り金」として処理している。また、預り金の額については、実態を</p>

検証する中で、事後の事務処理量などを勘案し、必要に応じて見直しを検討する。

在庫管理については、実態にあった管理が出来るよう、必要に応じて貸与規程の見直しを検討する。

38 病院職員被服の在庫管理  
病院職員被服等の貸与が行われているが、在庫明細が把握されていない。現物の管理を行うとともに期末に貯蔵品として計上することも検討すべきである。また、病院職員被服等貸与規程があるが規程どおり運用されていない。

39 院内洗濯業務委託等  
①院内洗濯業務委託は、業務内容が変更されているので積算の見直しが必要である。また業務日報の提出がない。

①委託した業務内容について、委託先業者は過不足なく業務を行っており、積算の内容と業務実態に相違があっても問題はないと判断している。なお、業務日報については平成19年9月から提出させている。

②疫具貸借、ネット交換業務委託の業務報告書の提出がない。

②契約上、業務報告書の提出を課していないが、「依頼書」の業務を完了した業者印により把握をしている。

③設備運転管理業務の積算の再度見直しが必要。

③現行体制は企業努力の結果であり、積算は変更しない。

④病棟看護補助業務は同一業務が分離発注されているので再検討すべき。

④平成21年度9月末で長期継続契約が満了するが、次回の契約に当たっては統合化を行う方向で検討する。

40 契約書の作成日等  
①物品売買契約書の日付が、入札日前に行われていた。

①契約書の締結日を誤って記載した。今後、入札結果の供覧時には契約書を作成し、入札結果と併せて確認するようにした。

②また、図書購入の予算の流用は臨時的な支出に留める必要がある。

②図書費を含め研究研修費は、収入に充当して支出を制限しているため、当初の予算上は収入見込額を仮に研究雑費に計上

し、事業年度に収入が確定した後には予算を流用して、必要額を配分しているものであり、見直しは行わない方向である。

今後は、見積書を徴する際に予定数量を提示することとする。単価×数量の合計によるスケールメリットについては、検査業務の数量によって手間が変わらないことから、コスト削減に反映されないため、現行の単価契約を継続することとしたい。

複数機種への指定については、平成19年度も実施している。一括入札や複数機種での入札の一層の推進については、器械備品管理委員会等で引き続き検討する。

平成20年度に準備病院への参加を行い、22年度に適用病院となるべく準備を進めている。

総勘定元帳繰越額は当該帳票において誤って表示されていたが、平成20年1月から稼働している新病院情報システムにおいて正されている。

売却を含め、宿舍の整理及び整備について検討を進める。

41 特殊検査業務委託  
特殊検査業務委託について、単価の見積りだけでなく、単価×数量の合計による見積り合わせもあわせて検討を行うべき。

42 医療器械の入札方法

医療器械の入札方法について、一括入札による値引率の確保や複数機種を指定して業者間の競争を推進するなどの改善案を一層推進する必要がある。

43 「急性期入院医療における診療群分類別包括評価」制度

診療報酬の支払方式の改革にも役立つ、DPC「急性期入院医療における診療群分類別包括評価」制度への対応を着実に進めるべき。

44 総勘定元帳

総勘定元帳の貸借対照表科目の次期繰越が集計途中の数値となっていた。また、損益計算書科目には次期繰越は必要ないが表示され集計途中の数値となっていた。不適切であるためシステム修正を必要とする。

45 県立中央病院職員宿舍

県立中央病院職員宿舍は、老朽化が著しく入居者も少ない。宿舍を集約し、他の宿舍は廃止するか、全宿舍を廃止、売却することも考える必要がある。

<p>4 6 営業キャッシュフロー 「キャッシュフロー」のうち営業キャッシュフローをみると、平成 18 年度において、16、17 年と比較すると約 6 ～ 9 億円の急激な改善が見られ、経営努力が窺える。期末の現金は 18 億円以上保有しており、現金ベースの経営状況は安定している。</p>	<p>今後とも現金ベースでの経営安定の維持に努力していく。</p>	<p>平成 19 年 3 月分の伝票に医薬外未収金とその他医薬外収益との二重計上が 3 件あった。いずれも未収金の消し込みを行っていないことよって生じたものであり、修正する必要がある。</p> <p>指摘を踏まえ、平成 18 年度の伝票すべてについて再度確認を行ったところ、指摘された 3 件以外に二重計上は見当たらなかった。指摘事項 3 件について、平成 20 年 2 月に修正を行った。 今後は、伝票の確認回数を増やすなど、適正な事務処理に努める。</p>
<p>4 7 診療科別の貢献利益 診療科別の貢献利益を別途作成した結果、政策医療にかかる救命救急センター・産科の赤字は政策的配慮が必要。問題は口腔外科が貢献利益の段階で赤字となっており、業務の見直しが必要不可欠である。また、改善にあたっては、他の医療機関との連携も視野に入れて考慮する必要がある。</p>	<p>新病院情報システムを活用し、部門別の損益を継続的に把握する中で、更なるコスト管理を行い経営改善に繋げていく。</p>	<p>廃却された固定資産 3 件については、平成 17 年度に廃却された建物本体の付帯設備部分であり、廃却の際に建物本体のみについて廃却手続きを行い、指摘された 3 件についてはそのままとなっていたが、平成 20 年 3 月に修正を行った。 備品シールについては、平成 20 年 1 月にすべての備品に備品シールを貼付した。 廃却備品については、本来、平成 19 年 3 月に廃却するべきであったが、平成 20 年 3 月に廃却した。 消防用設備については平成 18 年度の点検の際に指摘を受け、平成 19 年度及び平成 20 年度中に補修を行った。</p>
<p>4 8 建設仮勘定 平成 16 年度に建設仮勘定の過去の会計処理の誤りをまとめて修正した。</p>	<p>平成 16 年度中に修正済である。</p>	<p>平成 19 年度中に修正を行った。</p>
<p>病院事業 北病院 1 北病院の概要 北病院については、病院機能強化やゾーンの拡大を行うなど、ここ数年大改革を行っている。期待される役割・機能を十分果たしている。財務数値上も特に問題となる項目はない。</p>	<p>今後も山梨県の精神科基幹病院としての役割・機能を着実に果たすとともに、最良の精神科治療を行っていく。 また、健全な病院経営に努めていく。</p>	<p>当該賃貸借契約書の提出等により、確認作業を行い、変更の必要のある者について、手当額を変更し、差額について調整を行った。</p>
<p>2 医薬未収金の残高 医薬未収金の平成 19 年 3 月 31 日現在の帳簿残高が実際有高より 1,097,507 円/少なく計上されているので修正する必要がある。</p>	<p>平成 20 年 2 月に「過年度損益修正益」として 1,097,507 円を計上し、帳簿の修正を行った。 今後は、患者負担分未収金等の状況把握に努めるとともに、帳簿残高と実際有高の照合を的確に行う。</p>	<p>6 住居手当の支給 住居手当の支給に際しては、当初の賃貸借契約書が契約期間満了となった後は、契約更新を行った後の契約書により家賃の額を確認する必要があるが、更新後の契約書が提出されていないものがある。早急に提出してもらい内容を確認する必要がある。</p>
<p>3 医薬外未収金の消し込み</p>		<p>7 給食業務の委託化</p>

給食業務の委託化により、約34百万円  
の経費の削減が見込まれる他、業務委託  
によって不要となる業務の削減効果も大  
きい。

業務の外部委託化については、経費節  
減効果も見込まれることから給食業務に  
限らず様々な業務について検討を行っ  
ているところである。給食業務委託につ  
いては、人事・組織等を考慮し、検討し  
ていく。

8 各種委託契約  
各種委託契約については、中央病院と  
北病院で重複した内容が多いため、共同  
発注することにより、業務の合理化や、  
価格交渉を有利に進めることが可能であ  
る。

また、物品管理業務委託について中央  
病院と同様外部委託も視野に入れて検討  
を行うべきである。

特殊検査業務委託について、県立中央  
病院と県立北病院は、それぞれ2者によ  
る見積り合わせを行っているが、4者によ  
る見積り合わせも価格交渉を有利にする  
ことが可能であると思われるので、検  
討の価値がある。

9 電気の供給契約  
北病院のピーク電力を減らすことによ  
り、電気の供給契約を再検討し、電気料  
の削減に取り組む必要がある。

北病院では、平成17年度に、それまで  
の電気供給契約の見直しを行い、最もコ  
ストダウンが見込まれる料金プランに契  
約変更している。また、常日頃から節電  
の徹底を呼びかけ、経費の削減に取り組  
んでおり、今後も継続して経費削減に努  
めていく。

10 清掃業務委託の過小積算  
清掃業務委託契約において、予定価格  
の積算日数と業務仕様書における業務日  
数とが異なっていた。また、年末年始の  
清掃業務が業務仕様書どおりに行われ  
ていなかった。

予定価格調書の積算で、清掃業務日数  
を52日分少なく積算したが、この予定価  
格の範囲内で1回目の入札で落札されて  
おり、契約上は有効である。平成20年度  
の契約から、予定価格の積算方法及び業  
務仕様書の見直しを行い、年末年始の清  
掃についても仕様書の修正を行った。

11 病院情報システム委託の過大積算  
病院システムのコンピュータ処理に係  
わる委託契約において、予定価格積算の  
際に過大積算が283万円あり、その結果  
予定価格を180万円(2カ年合計)オー  
バーして契約していた。  
(値引率10%を1%で計算したため、  
予定価格よりオーバーした金額で契約し  
た。)

平成18年度から、2年間の長期継続契  
約を結び、予定価格の積算に当たっては  
平成17年度の積算を参考にした。  
平成17年度は、平成16年度の実契約  
額に見合った金額で積算し、その段階で  
13.3%減の値引を行っているため、値引  
率を1%で計算したが、誤って予定価格  
調書の表記を10%とした。  
平成18年度の積算は、平成17年度と  
同様に1%で計算したが、予定価格調書  
には平成17年度の予定価格の値引率のま  
ま10%と記載してしまっただ。  
よって実損失が発生しているわけでは  
ない。平成20年度の契約から予定価格の  
積算を見直した。

12 冷温水ユニット保守委託の過大積算  
冷温水ユニットの保守・点検業務委託  
契約において、予定価格積算の際に過大  
積算が7万円発生し、その結果予定価格  
を4万円オーバーして契約していた。

予定価格の積算に当たり、過大積算  
75,600円が発生し、その結果、正しい予  
定価格を47,880円オーバーして契約し  
た。  
平成19年度契約から、人件費単価の見  
直しとともに、修正を行った。

13 食器洗浄等業務委託の過大積算  
給食食器洗浄等業務委託契約におい  
て、予定価格積算の際に過大積算443万  
円が発生した。実際の執行では入札が不  
調であったため、協議を経て随意契約し  
た結果、予定価格を443万円(3カ年合  
計)オーバーして契約していた。

平成18年度から、3年間の長期継続契  
約を結ぶため、5社で指名競争入札を行  
ったが、予定価格について、平成17年度  
の4.7%減で積算した際に、常駐作業員  
数に積算誤りがあった。しかし、実際の  
常駐作業員は、平均2.19人が勤務してお  
り、監査報告で導き出された人数1.6875  
人では、業務が処理できないと考えられ  
ることから、実損失はないと考えられ  
る。  
平成21年度の契約から積算の見直しを  
行う。

<p>14 看護師宿舎 築後41年を経過し、遊休施設となっている看護師宿舎を解体し、外来患者数の増加に対応できるように外来駐車場用地を確保すべきである。</p> <p>15 小遣い銭の管理 入院患者から預かっている小遣い銭等の管理について、要綱どおり実施されていない。要綱の見直しを検討すべきであり、さらに入院患者との間で管理について約定書の締結をすべきである。 また、事務手数料の徴収についても検討すべきである。</p>	<p>看護師宿舎の解体及び駐車場の拡張工事を、平成20年度に実施した。</p> <p>平成19年度中に管理要綱の見直しを行い、平成20年2月から小遣い銭の管理に関する入院患者との約定書を締結した。事務手数料の徴収については、事務量等を確認しながら検討する。</p>
---	--

②人件費等に関する事務執行について

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 人事評価 人事評価制度は過渡期であるものの、各任命権者毎の温度差は相当ある。人事評価制度の趣旨を踏まえて山梨県全体としてバランスのとれた対応が望まれる。</p> <p>2 勤勉手当 人事評価制度が完成していないため、条例・規則の理念と相当乖離した勤勉手当の支給が行われている。人事評価制度の確立及び運用が必要不可欠であり、勤勉手当にしっかりと反映することが条例・規則上要求されている。</p>	<p>平成19年に国家公務員法が改正され、人事評価は任用、給与等の人事管理の基礎と位置づけられた。地方公務員法についても同様の改正が検討されていることから、制度の本格実施に向けた取り組みを進めていく。</p> <p>人事評価を本格実施している管理職については、その結果を勤勉手当に反映しているが、平成20年6月期から成績に応じた支給額の格差を拡大し、より勤労成績を反映させた支給を行うこととした。</p> <p>管理職以外の職員については、地方公務員法改正の検討の状況を見ながら、人事評価制度の本格実施に向けた取組を進</p>

<p>3 昇給号数 給料における昇給の号給数の合計確認は、任命権者ごとに行うことになってきているが、任命権者ごとに昇給の総号給数を確認すると、一部の任命権者のところで限度号給数を18号超えていた。「人事委員会」の承認を得て別段の取扱いをする事ができる」とされてはいるが、この承認を文書で確認することができなかった。</p> <p>4 扶養控除に関する税務署からの是正措置の取扱い 扶養控除に関する税務署からの是正通知により、所得税の納付はしているが、扶養手当の返納、戻入処理が行われていないものがあった。より徹底した手当確認の仕組みを検討する必要がある。</p> <p>5 臨時職員 総務部の臨時職員について、内申が任用の開始予定日前15日までは行われていないなどの臨時職員取扱要綱違反や、履歴書が古いものがあった。臨時職員取扱要綱に準拠して対応することが必要である。</p> <p>6 バスカード利用 バス通勤の通勤手当の計算において回数券を利用することを前提としている</p>	<p>任命権者により職員数が異なるため、任命権者によっては定められた昇給の号給数を超えてしまう場合がある。このため任命権者間で定められた号給数の合計の範囲内で号給数を調整し、その結果について、人事委員会と協議した上で文書により報告している。これに対し、人事委員会から特に異議がないものについては、承認を得たものとして取り扱っている。</p> <p>なお、平成20年3月31日の人事委員会通知により、任命権者間における昇給の号給数の調整の取り扱いが明文化されたため、今年度からはこの通知に基づき実施していく。</p> <p>全庁的に過去3年分について扶養手当の確認状況を調査した。 扶養手当の返納が必要であったものは、平成20年4月までに処理を完了した。 毎年実施する諸手当確認において、更に周知徹底を図っていく。</p> <p>要綱上、内申は任用の開始予定日前15日までとしていたが、実態に合わせて要綱の見直しを行った。履歴書については、任用更新の場合等も新たに履歴書を添付するよう徹底させた。</p> <p>通勤手当額の算定方法について見直しを行い、平成20年度からバスカードの</p>
--	--



が、現実にはバスカード利用を前提に支給すべきであり、検討を必要とする。

### 7 休暇、扶養手当認定等

①当初年次有給休暇取得申請が行われたが、その後傷病休暇に変更されたものの、年次有給休暇の取り下げを行っていないものがあった。

②H18の特別休暇の申請に当たり、休暇の具体的内容がほとんど記載されていない。要件や日数の妥当性が判断できるように具体的な内容を記載すべきである。

③事業所得等がある場合の扶養手当の支給要件の確認に当たって、市町村の所得証明書のみで所得額の確認が行われているケースがあったが、確定申告書等により必要経費を確認する必要がある。

### 8 通勤距離の確認

通勤手当の認定にあたっては、通勤届の申請距離を、インターネットの地図情報システム等のツールを使ってチェックし、差の大きい者とか通勤手当に影響する者（4.8kmと5kmでは月1,800円違う。）については、再実測させるなど、確認をより徹底する必要がある。

### 9 特殊勤務手当

①夜間看護手当の支払いについて、準夜、深夜を連続して勤務した場合、規則を上1回であるが、試行期間として2回でしか支払っている。規則の改正が必要である。

利用を前提とした計算方法により支給している。

①当初年次有給休暇を申請しその後傷病休暇に変更した事例があったが、年次有給休暇の申請を取り消しており、適正に処理していることを確認した。

②特別休暇申請時には事由欄に休暇の具体的内容の記載を行うよう、職員に周知した。

③市町村の所得証明書のみで確認を行っていた者については、確定申告書を提出させ、必要経費の確認を行った。

通勤手当の認定にあたって、通勤距離については実測を優先とするが、必要に応じて地図情報システム等のツールも活用し、より正確な認定を行うよう徹底した。

①現行規則は、現在試行中の準夜及び深夜勤務を連続して行う、2交替制勤務を前提としていないため、夜間看護手当の支給においては、準夜及び深夜勤務をそれぞれ同一日に割り振ったものとして支給している。  
試行の結果、2交替制勤務を導入することが適当と判断された場合には、規則を改正する。

②自動車整備業務従事手当については、業務日誌など具体的な業務を確認すべき資料を整備すべき。

③警察の特殊勤務手当は銃器犯罪捜査従事手当等12種類あるが、手当の数を少なくして合理的、効率的に手当の計算ができるようにすべき。

10 定年退職者の退職金  
県職員の定年退職の場合の退職金は、平均約28百万円程度である。  
退職手当条例見直しの際には、民間の退職金の実態を把握し、それらの結果を反映した制度とする必要がある。

### 11 退職金の調整率

県の退職金制度は、国の制度に準拠しており、同様の支給水準となっているが、人事院では、民間の支給水準との乖離をなくすため、通常の退職金に乗せして払う調整率制度を設け、現在の調整率は4%となっている。この調整率は県の退職手当条例にも規定されているが、民間給与実態調査等で民間の支給水準を把握した上で退職金の調整率について検討する必要がある。

### 12 退職勸奨制度

勤続25年以上で年度末年齢が50歳以上の者の95%が勸奨退職扱いであり、自己都合退職の2～3割増の退職金が支払

②自動車整備業務従事手当は、平成19年4月から、職員に具体的業務を確認するための補助票を作成させ、確認を行っている。

③警察の特殊勤務手当は、他の都道府県と同様に国家公務員等の手当に準拠したものとなっている。  
今後とも、国や他の都道府県を参考にしながら、合理的、効率的な手当の在り方について検討を進めていく。

本県の退職手当条例は、他の都道府県と同様、国家公務員の制度に準拠したもとなっている。  
国では、民間企業との支給水準の均衡を図るため、随時、民間退職金実態調査を実施し、見直しを図っている。  
本県も同様の見直しを行ってきており、今後とも国や他の都道府県の動向などを注視していきたい。

本県の退職手当条例は、他の都道府県と同様、国家公務員の制度に準拠したもとなっている。  
国では、民間企業との支給水準の均衡を図るため、随時、民間退職金実態調査を実施し、現在の調整率を設定している。  
本県も同様の見直しを行ってきており、今後とも国や他の都道府県の動向などを注視していきたい。

退職勸奨制度は、職員の新陳代謝を図ることによって組織を活性化することを目的とした制度であり、退職手当の優遇

われている。当該勸奨制度は毎年度行われ、得ない者も、この制度の要件を具備すれば一定額以上の退職金が支給される。このため、現状の勸奨制度を廃止し、例えば3年程度に1回実施する勸奨制度にすることなどにより、退職金の支出を抑制することも検討すべき。

措置を条件として提示することにより、自ら定年前に退職するという意思形成を促すものである。現行の制度は有効に機能しており、総人件費ベースでの支出の抑制にも効果的な制度である。

13 懲戒処分時の給料の支払い等は適正に処理されているが、非違行為の類型ごとに具体的な処分の種類を示した指針が作成されていない。処分の判断材料を保持するためにも一応の目安、ガイドライン、指針があったほうが望ましいと考える。

懲戒処分は、その対象となる非違行為の原因、動機、性質、態様、結果及び影響等を考慮し、更に他団体の処分状況や社会情勢の変化等も十分検討するなど個々の案件ごとに詳細かつ慎重な検討を行った上で決定しており、指針は作成する必要がないと考えている。

14 教員の評価制度  
教員の勤務評定で、D評定を受けた者を昇給させることは再検討すべきである。これらの者については、所属長が厳しく指導を行い、勤務の改善を行うべきであり、改善がみられないものについては指導力不足教員として認定を行うべきである。また、今後とも勤務成績については厳正に評価を行い、その評価結果が給与や処遇に反映するための制度の確立を早急に行うことが必要である。

勤務評定でD評定を受けた者の中にも差があり、昇給基準を満たさない者は、昇給させていない。  
平成19年に国家公務員法が改正され、人事評価は任用、給与等の人事管理の基礎と位置づけられた。地方公務員法についても同様の改正が検討されていることから、制度の本格実施に向けた取り組みを進めていく。

15 臨時職員の賃金過大支給  
教育委員会の臨時職員の賃金等の支払いにおいて高卒単価を適用すべきところ、短大卒の単価を適用していた。過大支給について返納する必要がある。

過大支給賃金については20年4月に返納を完了した。  
今後は、任用承認・更新時に雇用条件の確認を行うとともに、賃金等の支出負担行為向い時、支出時においても、履歴書等の確認や支給内容について精査する。

16 教職員宿舍跡地の有効活用

教育委員会の職員宿舍として活用してきた、現在未利用で更地となっているについて、今後の活用方法等について検討すべきである。  
1 山梨高等学校職員宿舍跡地  
2 都留高等学校職員宿舍跡地  
3 大月地区岩殿寮(強瀬)跡地

山梨高等学校及び都留高等学校の職員宿舍跡地については、検討の結果、教育委員会として利用の見込みがないため、用途廃止をして普通財産として管財課移管した。  
隣接する大月地区強瀬の教職員住宅と一体となっている岩殿寮跡地については、県内6箇所にある教職員住宅の今後の在り方を検討する中で、その活用方法も併せて検討していく。

17 福利厚生事業の改善及び職員宿舍の有効活用  
①職員保養所山中湖荘は毎年600万円程(減価償却費約270万円を含む)の赤字が継続しており、利用は主に夏期に限られていることから、ここで支出される経費を他の福利厚生事業に活用するなど改善策を検討する必要がある。

①職員保養所の今後の運営のあり方について方針を定め、年間を通して施設の有効活用を図る中で、職員の福利厚生事業を充実させていく。

②大和職員宿舍は入居条件が限定されているため、2年程で11戸が空き部屋となっており、入居率を高めることや有料駐車場などへの活用検討など将来の土地建物の活用方法として、今後のあり方を明確にする必要がある。

②土地及び建物の活用方法など職員宿舍の今後のあり方等について、検討し方針を定める。

18 請求書の提出方法や支払事務の見直し

請求書の受理や不備等の訂正指導の方法について見直しを行い、局内の各所属や調達業者に対し、請求等に係る注意事項を通知し、今後は疑義の起こらないよう徹底した。

19 臨時職員の賃金単価及び短期雇用職員への任用通知  
①発電総合制御所の臨時職員3名の平成18年度賃金の支払いにあたり平成17

①過払いのあった賃金については、20年2月に戻入手続きを完了した。今後は

年度の日額単価を適用していた。

臨時職員の賃金決定について、錯誤等がないよう確認作業を徹底する。

②温泉事業における源泉及び分湯栓の清掃の賃金支払者へ任用通知がなかった。

②源泉及び分湯栓の清掃等の交替要員（短期間臨時職員）に対する任用通知の交付を徹底した。

## 20 警察官の時間外勤務手当

警察官の時間外勤務の縮減等は難しい状況である。地方財政計画の時間外手当の積算率を視野に入れつつ、類似県の積算率も考慮しながら、適正な時間外勤務制度維持のため180万円を限度として必要な措置をできる限り講ずる必要がある。

平成20年度当初予算において、時間外手当の積算率を従前の地方財政計画措置率に0.3%加算した積算率へと改善するとともに、完全定時退庁日の実施推進をはじめ時間外勤務の縮減に向けた諸対策を推進するなど、適正な時間外勤務制度の維持に必要な措置を講じている。

## 21 職員宿舎

職員宿舎のうち石和職員合同宿舎、飯田職員宿舎、都留職員宿舎については、老朽化しており、利用率も低いので、宿舎の統廃合、宿舎の改修、空き地の活用等総合的に検討すべきと考える。

身延職員宿舎は、平成19年2月の一般競争入札で落札されなかったが、再入札も検討すべきと考える。

管財課所管の全ての職員宿舎の在り方について総合的な検討を行った上で、石和職員合同宿舎、飯田職員宿舎、都留職員宿舎の整理・処分等を計画的に進めていく。  
身延職員宿舎については、平成20年2月に再度一般競争入札を実施したが落札されなかった。今後も引き続き再入札を行うとともに、インターネット公募制度を活用するなど積極的に売却を進めていく。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番